

別紙

紙媒体での申請について

1 申請種別

- (1) 建設工事
- (2) 測量等
- (3) 物品購入（修繕）等

2 資格の有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1ヶ年度

3 受付期間

令和8年2月1日から令和8年2月28日まで（土・日・祝日を除く）

4 受付方法

令和8年度入札参加資格審査申請は、原則、電子申請ですが、インターネット環境がないなど、やむを得ない事情により電子申請ができない場合に限り、紙媒体での申請を可能とします。
※申請には、システム利用料が必要になります。

5 システム利用料について

1申請あたり 1,540円

- (1) 「建設工事」「測量等」「物品購入（修繕）等」の申請ごとに1,540円の利用料が必要になります。
- (2) 紙媒体で提出される場合も1申請あたり1,540円の利用料が必要です。村からお渡しする払込用紙でお支払いください。※村への直接のお支払いは受け付けておりません。
- (3) お支払いは申請期間内に完了させてください。

6 申請先

〒966-0485
福島県耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶ作3151番地
北塩原村役場 総務企画課 財政係 まで申請ください。

7 審査基準日

令和7年7月1日

8 入札参加資格審査申請ができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 法令の規定により、営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされて

いる場合において、これを受けていない者

- (3) 当該入札参加資格審査申請書、その他の添付書類において、故意に虚偽の事項を記載した者
- (4) 村税、村上下水道使用料等の滞納者（村内に事業所がある場合）
- (5) 国税、県税の滞納者
- (6) 建設工事の場合、工事種別に応じ、審査基準日の直前の営業年度の終了の日の直前1年の営業年度において、完成工事高のない者又は取扱高のない者

9 申請手順

<紙媒体申請の流れ>

1. 村へ紙媒体で申請をする旨を連絡（令和8年2月10日まで）
↓
2. システム利用料を払込み
紙媒体申請の場合でも、電子申請と同様に利用料（1申請あたり1,540円）が必要です。
↓
3. 入札参加資格審査申請書等を提出
↓
4. 村が申請内容をシステムに代理入力（登録完了）

10 申請書様式

<建設工事>

- ・「建設工事入札参加資格審査申請書（福島県様式）」（押印省略可）

<測量等>

- ・「測量等入札参加資格審査申請書（福島県様式）」（押印省略可）

<物品購入（修繕）等>

- ・「物品購入（修繕）等入札参加資格審査申請書（村様式第1号）」（押印省略可）

建設工事及び測量等は、「福島県様式」を使用し、福島県（総務部入札監理課）のホームページからダウンロードし、「北塩原村長」や「北塩原村」あてに修正してください。（電話番号欄下部にFAX番号も付記すること。）

物品購入（修繕）等は、「村様式」を使用し、北塩原村のホームページからダウンロードしてください。

郵送による様式等の配布を希望する場合は、希望する様式等を任意様式で明記し、110円切手を貼付した返信用封筒を同封の上、総務企画課財政係まで請求してください（請求は、令和8年2月10日まで（必着））。

11 申請種別ごとの添付書類等

【建設工事】

- (1) 「10 申請書様式等」における建設工事の申請書
- (2) 営業所及び委任関係一覧表
(委任先を設けない場合は不要。FAX番号も付記すること。)
- (3) 委任状（委任先を設けない場合は不要。）

- (4) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- (5) 建設業の許可を受けていることを証する書面又はその写し（許可更新手続中のため添付できない場合は、所管官庁の受理印のある建設業許可申請書（建設業法施行規則第2条で定める別記様式第1号及び同別表）の写し）
- (6) 建設業退職金共済事業加入・履行証明書（上記（4）「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し」の「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄が「有」の場合は省略可）、又は中小企業退職金共済制度加入証明書の写し（未加入の場合は、理由書（任意様式）を提出すること。）
- (7) 法人は、登記事項証明書（履歴又は現在事項証明書の謄本）又はその写し、個人は、本籍地の市町村長が発行する身分証明書又はその写し（申請日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの。）
- (8) 工事経歴書
- (9) 完成工事高集計表
- (10) 経営事項審査申請業種と入札参加申込業種の平均完成工事高対応表
- (11) 技術者経歴書
- (12) 法人は、直前2年間の各営業年度の財務諸表又はその写し、個人は、直前2年間の青色（又は白色）申告決算書の写し
- (13) 納税証明書又はその写し（委任先を設ける場合は、委任先の納税証明書又はその写しとし、申請日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの。なお、消費税及び地方消費税の納税証明書の種類は、原則として未納の税額がないことを証明する「その3」とする。）
 - ア 村内に事業所がある場合
 - 法人：①消費税及び地方消費税 ②法人村民税 ③固定資産税
 - 個人：①消費税及び地方消費税 ②村税全税目
 - イ 村外に事業所がある場合
 - 法人：①消費税及び地方消費税 ②法人県民税 ③法人事業税
 - 個人：①消費税及び地方消費税 ②個人市町村県民税 ③個人事業税
- (14) 印鑑証明書又はその写し（申請日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの。）
- (15) 使用印鑑届（任意様式とし、上記（14）と同印鑑であっても提出すること。）
- (16) 経常建設共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体の場合のみ）

【測量等】

- (1) 「10 申請様式等」における測量等の申請書
- (2) 営業所及び委任関係一覧表
 - （委任先を設けない場合は不要。FAX番号も付記すること。）
- (3) 委任状（委任先を設けない場合は不要。）
- (4) 申請業種に関する登録証明書の写し又は国土交通大臣に提出した現況報告書の写し
- (5) 法人は、登記事項証明書（履歴又は現在事項証明書の謄本）又はその写し、個人は、本籍地の市町村長が発行する身分証明書又はその写し（申請日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの。）
- (6) 業務経歴書
- (7) 技術者経歴書
- (8) 法人は、直前2年間の各営業年度の財務諸表又はその写し、個人は、直前2年間の青色（又は白色）申告決算書の写し
- (9) 納税証明書又はその写し（委任先を設ける場合は、委任先の納税証明書又はその写しとし、申請日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの。なお、消費税及び地方消費税の納税証明書の種類は、原則として未納の税額がないことを証明する「その3」とする。）
 - ア 村内に事業所がある場合

法人：①消費税及び地方消費税 ②法人村民税 ③固定資産税

個人：①消費税及び地方消費税 ②村税全税目

イ 村外に事業所がある場合

法人：①消費税及び地方消費税 ②法人県民税 ③法人事業税

個人：①消費税及び地方消費税 ②個人市町村県民税 ③個人事業税

(10) 印鑑証明書又はその写し（申請日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの。）

(11) 使用印鑑届（任意様式とし、上記（10）と同印鑑であっても提出すること。）

【物品購入（修繕）等】

(1) 「10 申請様式等」における物品購入（修繕）等の申請書

（登録を希望する種目は、3種類以内とすること。）

(2) 営業所及び委任関係一覧表（村様式第2号）

（委任先を設けない場合は不要。FAX番号も付記すること。）

(3) 委任状（村様式第3号）（委任先を設けない場合は不要。）

(4) 代理店、特約店を証する書面又はその写し（該当する場合のみ）

(5) 営業に関する許可、認可、登録等の証明書又はその写し（該当する場合のみ）

(6) 法人は、登記事項証明書（履歴又は現在事項証明書の謄本）又はその写し、個人は、本籍地の市町村長が発行する身分証明書又はその写し（申請日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの。）

(7) 法人は、直前2年間の各営業年度の財務諸表又はその写し、個人は、直前2年間の青色（又は白色）申告決算書の写し

(8) 納税証明書又はその写し（委任先を設ける場合は、委任先の納税証明書又はその写しとし、申請日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの。なお、消費税及び地方消費税の納税証明書の種類は、原則として未納の税額がないことを証明する「その3」とする。）

ア 村内に事業所がある場合

法人：①消費税及び地方消費税 ②法人村民税 ③固定資産税

個人：①消費税及び地方消費税 ②村税全税目

イ 村外に事業所がある場合

法人：①消費税及び地方消費税 ②法人県民税 ③法人事業税

個人：①消費税及び地方消費税 ②個人市町村県民税 ③個人事業税

(9) 印鑑証明書又はその写し（申請日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの。）

(10) 使用印鑑届（任意様式とし、上記（9）と同印鑑であっても提出すること。）

12 注意事項

(1) 申請書及び添付書類は、「11 申請種別ごとの添付書類等」の番号順（登録通知書返送用封筒を除く。）でA4判ファイルに綴り、表紙及び背表紙には、申請種別及び申請者名を記入してください。

(2) 申請後、申請事項に変更が生じた場合は、総務企画課財政係にご連絡いただき、速やかに必要書類を提出してください。

(3) 審査の結果、競争入札参加資格の認定をした方は、令和8年度北塩原村工事等請負有資格者名簿に登録します。

(4) 審査の結果、不認定とした方にはその旨を通知いたします。

13 問い合わせ先

〒966-0485

福島県耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶ作3151番地

北塩原村役場 総務企画課財政係

電話番号：0241-23-3111 FAX番号：0241-25-7358

E-mail : zaisei01@vill.kitashiobara.fukushima.jp

※問い合わせは、土・日・祝日を除く平日午前8時30分～午後5時15分となります。